

次期（仮称）大阪府子ども総合計画策定に係る調査（案）

- 現行子ども総合計画の実施期間が令和6年度末であることから次期計画策定の基礎資料とするため子育て施策の状況把握に係る調査を実施。
- なお、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、都道府県及び市町村は、今後策定される国の『こども大綱』を勘案し、子ども施策についての計画（「都道府県子ども計画」）を策定することが努力義務とされた。新法に基づく左記計画は、既存の各法令に基づく都道府県計画と一体的に策定することが可能とされたことから、次期計画については、これらの総合的な計画として策定する予定。

範囲	調査名	実施年	内容	調査対象
子育て施策に関する状況把握	市町村ニーズ調査	R5	「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』算出等のための手引き」に基づく、就学前の子どもの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量等についての調査	・就学前の子どもを持つ保護者
	乳幼児期を中心とした家庭の養育力・教育力についての実態調査	R5	子どものしつけや子どもの生活習慣といった家庭の養育力に関する一般的な保護者の意識について、就学前の子どもを持つ保護者及びその保護者を支える施設等を対象に調査	・子どもを持つ保護者 ・地域子育て支援拠点 ・保育所・幼稚園
	大阪府内の保育所等における保育士確保のための実態調査	R5	保育所・幼稚園の保育士等確保状況について調査	・保育所・幼稚園 ・保育士養成施設 ・保育資格取得見込者 ・潜在保育士
困難を抱える子どもに関する状況把握（ヤングケアラーを含む）	子どもの生活に関する実態調査	R5	家庭の経済状況を含む生活実態及び新型コロナウイルス感染症拡大による生活状況の変化、支援ニーズ等について調査	小学5年生、中学2年生の子ども及び保護者
	支援機関等調査	R5	子どもや保護者の支援にかかわる支援機関等に対して、困難を抱える子ども・保護者への支援状況把握及び困難事例を解決するための改善策（現行施策での不足）、地域の緩やかな見守りの必要性等の把握	子どもや保護者の支援に関わる支援機関等
ひとり親家庭等の状況の把握	ひとり親家庭等実態調査	R5	ひとり親家庭等の生活・就業状況の実態及びニーズ等について調査	ひとり親家庭(保護者) 寡婦
都道府県社会的養育推進計画策定に係る調査	代替養育に関する状況調査（仮）	R5～6(予定)	子ども家庭センターにおいて、措置及び一時保護した児童の状況等に関する調査	子ども家庭センター

※調査内容等については、今後国から発出される通知及び『こども大綱』等を踏まえ、検討・精査。